

平成 2 3 年度

第 1 回赤磐市行財政改革審議会

赤磐市行財政改革審議会

午後 1 時28分 開会

事務局 定刻より若干早いようですけれども、皆さんおそろいのようにございますので、平成23年度第 1 回の赤磐市行財政改革審議会を開催させていただきたいと思っております。

本日の出席委員数は 9 名でございます。過半数の委員さんの出席をいただいておりますので、本会議は赤磐市行財政改革審議会要綱第 6 条第 2 項の規定によりまして、成立をいたしております。

それでは、開会に当たりまして赤磐市長がごあいさつを申し上げます。

市長 皆さんこんにちは。

昨日は大変台風の関係で雨も降りまして、県内も各地大雨警報、そして暴風警報等も出ましまして心配をしておりましたけれども、この赤磐市内ではさほどの被害もなく、一安心しているところでございます。

また、3月に起こりました東北地方の震災の関係も、なかなか被害、被災地が広いということもございまして、また原発の事故等もございましてなかなか思ったような復興に進めていないというのが現状のようでございます。赤磐市も保健師のほうを派遣をしております、先週第 2 陣が帰ってまいりました。今日も報告を受けたところでございますが、今後とも息長い支援を続けていかなければいけないと思っております。

そういう中で、本日は平成23年度第 1 回の赤磐市行財政改革審議会でございます。委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

行財政改革審議会の委員の皆様には、平成17年度から昨年度まで赤磐市の行財政改革について慎重な御審議、御提言を賜ってきております。平成21年度に策定しました第 2 次行財政改革大綱及びその実施計画に基づいて、現在、行財政改革に市としても取り組んでいるところでございます。

皆様御存じのように、地方交付税について、合併してから10年たったところから少しずつ減っていくということになっております。平成27年度からそういう形で交付税のほうが減ってまいりますので、それまでに赤磐市の財務体質をより強くしていかなければいけないというふうに考えております。そういうことで、厳しい財政の中、福祉の向上を図りながら収支のバランスを十分とっていきたいと思っております。そういう中で、御提言をいただいております中に、赤磐市市内全域の一体感、そして市民と行政との一体感、また行政組織内部の一体感という 3 つの一体感の醸成が必要だということで御提言もいただいております、そういうことを考えながらもう一歩進んだ行財政改革を行っていく必要があるかと思っております。

そういう中で、昨年度、赤磐市における支所及び出張所のあり方についての基本的な考え方について御提言をいただきました。提言では、支所機能の縮小に当たり、行政と市民との対話、そして市民、行政、関係団体が一体となった協働のまちづくりの構築によって市全体の一体感を醸成しつつ、財政の効率化を図ることが求められております。この提言を生かして、す

すべての市民の方々に合併してよかったと感じていただけることができる一体感のあるまちづくりを目指して、将来に向かって持続的な発展をしていく赤磐市を築いていくためにも、行財政改革審議会の皆様にさらなる御協力をお願いしまして、いろいろな行革の方向性についての御提言をいただきたいと思っております。そういうことで、今年度もよろしく願い申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございます。

皆様には、昨年に引き続きまして委員をお願いするわけでございますけれども、若干人事異動等によって委員さんの変更があります。また、事務局のほうもメンバーがかわっておりますので、改めて御紹介をさせていただきたいと思えます。

委員紹介（省略）

以上、10人の委員さんでこれから1年間市の行財政改革等に関しまして審議をお願いすることになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして執行部の紹介をさせていただきます。

執行部紹介（省略）

事務局紹介（省略）

なお、行政改革推進室につきましては、昨年度まで企画課に所属しておりましたけれども、本年の4月より財政課の所属となっております。

それでは、御存じのように、本審議会は簡素で効率的な市政の実現を推進するために、市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査、審議するために設置されたものでございます。昨年度につきましては、赤磐市における支所及び出張所のあり方の基本的な考え方につきまして御提言をいただいております。本年度におきましても、第2次行財政改革大綱を推進させるべく行財政改革のあり方につきまして慎重に御審議をいただきたいと思えます。

次に、会の進行でございますけれども、赤磐市行財政改革審議会要綱の規定によりまして、多田会長に審議会の議長をお願いいたします。また、会議は原則公開でございます。会議録も作成いたしますが、毎回2名の委員さんに議事録の署名をお願いすることとしております。後ほど会長から御指名をいただきたいと思えます。

それでは、多田会長に開会の宣言とごあいさつをいただき、進行のほうをお任せいたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ただいまから赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第4条第1項の規定によりまして、平成23年度第1回の行財政改革審議会を開催いたします。

皆さんこんにちは。

本日は御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

皆さんとお会いするのは今年の2月に市長に提言を出して以来であるかと思えますが、その間、3か月半ほど経っておるわけですが、今市長からお話ありましたように、その間、

日本を変える大きな出来事がありました。3月11日の東日本大震災であります。ここに謹んで大震災で被害に遭われた方並びに関係者の方々に哀悼の意を表したいというふうに思いますけれども、この3・11以降、日本の政策の枠組みと申しますか、方向性というのが大きく変わろうとしております。一つには、エネルギー政策も、かつては、昨年の6月には、エネルギーの基本計画ということで、電力の半分を原子力で賄おうというふうな計画があったわけですが、これを菅総理大臣は白紙に戻すというふうなことも言っておりまして、エネルギー政策、大きく変わります。エネルギーだけではなくて、産業政策とか、あるいは中央集権の構造ですね、今の東京を中心としている構造で本当に大丈夫なのかとか、もっと言えば生活のあり方自体も大きく見直す方向になっております。これまでのような多くのエネルギーを消費するような生活、こういう生活のあり方も変えなければいけないということになっておりまして、ある意味でこれまで高度経済成長の中で日本人が培ってきた価値観と申しますか、そういうものを変えていかなければいけない、そういうことが今起ころうとしておりまして、この3か月半の間に大きく状況が変わってきているわけです。

そういう中で、先ほど市長のほうからもお話ありましたけれども、合併の後、今後、2015年あたりから地方交付税がまた減らされようとしておりますけれども、そういう既定の枠組みの中だけではなくて、この大震災関連で、例えば交付税あるいは補助金などのような国からの依存財源、大きく恐らく見直しがされるというふうに思います。身近な例でいきますと、子ども手当の見直しの問題であるとか、あるいは高速道路の上限1,000円の話も見直されようとしておりまして、非常に不透明な状況というのがこれから続いていくかというふうに思います。

そういう不透明な中で、やはり私はこの地方自治体というのは暮らしの砦というふうに考えておりまして、困ったときこそやはり自治体というものがしっかりしなければいけないというふうに考えております。そういう意味では、この自治体の基盤強化というのがこれまで以上に重要性を増しているというふうに考えるわけです。この行財政改革審議会は、その自治体の基盤強化をどうしたらいいのか、これを審議する場でありまして、市民の声を届ける場でもあります。ぜひともこれから1年間、その非常に重要な責務を我々担っているということをお自覚して、真摯に審議していきたいと思っておりますので、今後とも何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、赤磐市行財政改革審議会会議運営規程第6条第2項の規定によりまして、会議録の署名をお二人の委員の方をお願いすることになっております。昨年からの続きということで、委員名簿の順でいきますと 委員と、それから 委員ということでお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、お二人に今日の議事録の署名をお願いしたいと思います。

それでは、会議次第に従いまして議事の進行をしまいたいと思っておりますが、お手元の式次第を見ていただきますと、今日のテーマはまず本年度の審議テーマということで出ておりま

す。今日が本年度第1回の会議でありますので、改めまして本年度どういうテーマで取り組んでいくのかということをご合意形成を図りまして、これからの審議を進めてまいりたいと思います。

このテーマにつきましては、私のほうから少しばかりお話をさせていただきます、皆さんの御意見をお諮りしたいなと思っております。この本年度の審議テーマということでもありますけれども、一言で言えば出張所なども含みます支所ですね、この支所等のあり方の具体的な見直しというものを今年度の審議会のテーマにしたいと思っております。もう一度お話をしますと、出張所ですね、そういうものを含みます支所等のあり方の具体的な見直し、これが今年度の審議会のテーマというふうにさせていただきたいと思っておりますが、その理由といいますか、説明を少しばかりお話をいたしますと、赤磐市、2005年3月に誕生したわけではありますが、そこから私ずっとこの審議会の仕事に携わらせていただいております、初めての委員の方もいらっしゃいますので簡単にその赤磐市の行政改革史、歴史をちょっと振り返ってみますと、2005年度にこの第1次行財政改革が始まりました。そこでは、2005年度にまず大綱をつくりまして、赤磐市の行革どうするかっていうまず指針を考えたわけですが、2年目の2006年度には、その第1次行革の柱というのはこの行政組織のスリム化ということが大きな課題でありました。山陽町、そして熊山町、赤坂町、吉井町という4町の自治体が合併をして1つの自治体になったわけですから、ある種の水膨れじゃないですけども、ちょっと膨れている状態があります。それをスリム化をしていくということが第1次行革の課題でありまして、2年目の2006年度にはその具体的な数値目標を決めました。具体的には、一般財源ベースで18億円の削減という数値目標を掲げまして、これをどうやって実現するかということで、3年目の2007年度に取り組みしたのは、やはりこの赤磐市、合併をして4つが1つになったわけですが、同じような類似施設が幾つもこの赤磐市の中にあると、これまでは4町それぞれあったわけですから、それぞれが1つずつ施設を持っててもいいわけですが、類似施設もかなりあると、使われてないような施設もあるんじゃないか。こういう一般財源ベースで18億円をカットするためには、やはりこういう物件費といいますけれども、公の施設の管理費などが非常に大きなものでありまして、これをまずは削減する方法を考えようということで、公の施設の見直しをする、そのための基本的な考え方をやはりまずは考えなければいけないということで、2007年度にはその公の施設の見直しの基本的な考え方を示したというのが2007年度の仕事です。2008年度には、その基本的な考え方をベースとしまして、赤磐市にある189の公の施設、これ後でまたそれがどうなっているかということは事務局のほうから御報告あると思いますが、この189の施設について、この審議会で現地調査もしまして、一つ一つこれは必要だとか、これは廃止だとか、これは縮小だとかという形で提言をさせていただきまして、これが2008年度の公の施設の提言となりました。

こういう形で第1次行革終わったわけですが、行政組織のスリム化ということで数値

目標を定め、具体的に公の施設をどうするかという話をしてきたというのが第1次行革でありまして、2009年度から第2次行革がスタートいたしまして、皆さんがそれから参加されているわけでありまして、この第2次行革は、スリム化したこの体言ってみれば筋肉質の体に変えていくというのが大きな目標でありまして、要するに合体をした自治体がスリム化したわけですが、まだ筋肉とかいろんなものがバラバラなわけですよ。それを一体化することによって、非常にスムーズな手の動き、足の動きができるようになるわけでありまして、こういう先ほど市長からもお話ありましたように一体感が持てる、こういう形にこの行政組織などを変えていこうというのが、この第2次行革に与えられた課題ではないかということで、皆さん御承知のとおり2009年度にはその大綱を定めまして、3つの一体感ということで、行政と住民との一体感、中心と周辺一体感、行政組織内部の一体感の醸成ということを基本理念として掲げたわけでありまして。

それをじゃあ具体的にどうしていくのかというところで、やはり中心となるのは支所のあり方ではないかというのがその基本的な考え方でありまして、支所というのは、周辺の3つの町がありますけれども、その住民の人たちの非常に大事な拠点であります。ですから、先ほど言いました行政と住民との協働という点では非常に重要な拠点でもありますし、そして中心と周辺の協働という点でも支所と本庁のあり方という形で重要となってくる。そして、この支所のあり方の見直しというのは、最終的には本庁も含めた行政組織全体の見直しにもつながってくるわけでありまして、行政組織内部の一体感にもなってくる。ですから、先ほど言った3つの一体感というのは、具体的にはこの支所というものが非常に重要な、具体的な施策のポイントになってくるわけでありまして、我々はその支所のあり方について、昨年度、基本的な考え方を提示したわけですが、その基本的な考え方、今年の2月17日に市長にお渡ししたわけですが、3つの考え方がベースになっておりまして、1つは、基本的な枠組みということでありまして、財政が厳しい中で支所機能の縮小という方向性をまず打ち出しております。これはまず第1点の基本的な考え方です。そして、2つ目には、その支所機能の縮小、非常に住民にとってはつらい選択になるわけですが、これを進めるためにはどうしたらいいかというその進め方ですね。それについては、先ほど市長のごあいさつにもありましたように、行政と市民の相互の対話と、一方的に決めるのではなくて対話をしながら決めていくと、こういうことを2つ目の柱としては提示したわけですが、そして、3本目の提言として打ち出したのは、じゃあどうするのかという今後の支所のあり方を提示いたしまして、新しい赤磐市の新しい支所のあり方としては、この支所が協働の地域づくりの拠点とならなければいけないと。協働の地域づくりが図れる仕組み、こういうものを構築する、そのためのベースとなるものが支所なんだ、こういう皆さんの御努力によりまして非常に格調の高い提言になったのではないかと思いますけれども、こういう3つの基本的な考え方が打ち出されまして、これを2月17日に市長に手渡したわけですね。

ですから、こういうふうを考えていきますと、今年はこのように3つの基本原則を具体化する正念場の年度になるのではないかというふうに思いますので、この出張所なども含めました支所等のあり方の具体的な見直し、これをぜひとも今年度はやりたいということでありまして、これを本年度の審議テーマに、会長として提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと説明が長くなりましたけれど、何か御意見があればと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 はい、ありがとうございます。そうしますと、御異論ないということですので、本年度の審議テーマは支所等のあり方の具体的な見直しということで進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今テーマが決まりましたので、これからの協議事項といいますのは、支所等のあり方の具体的な見直しを図るに当たりまして、我々が知っておかなければいけないといいますか、そういう基礎的なデータを事務局のほうから説明をしていただきまして、それを皆さんからいろいろ質問、御意見などをいただきながら、本日は、今日が第1回ですから、今日結論を出すわけではありませんので、いろいろ皆さんからの意見を募りまして、意見交換を今日はさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日の流れですけれども、まずは赤磐市の状況を知るということで、行政組織とか本庁と支所の事務分掌のあり方とか、それから日常業務の調査を実際にされてますので、それを報告いただきまして、そして次に県内の他の市町村の支所等の設置状況、これについてお話を伺います。それから、さらに4つ目としては、先進地の取り組みということで、この会議次第にありますような3つの自治体の話を聞くと、こういう流れで今日は進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初にまずは(2)ということで、赤磐市の状況につきまして、のところで説明のほうよろしくお願いいたします。

事務局 失礼いたします。それでは、とりあえず資料1番目、ページ1ページ目でございますけれども、赤磐市の行政組織、これは新旧対照表といいますか、昨年と今年の対照の形で載せさせていただいております。この説明から入らせていただきたいと思います。申し訳ございません、座って、済みません、説明させていただきます。

この組織の、現在の組織の関係でございますけれども、本年度の現状だけ載せさせていただこうかなと思いましたが、一応昨年との比較としております。当初の17年度との比較という形でもよかったのかもしれないんですが、2回の組織機構の改革を経ておりまして非常に複雑に対照表がなっております。そういう関係、あるいは組織機構の改革を行わなくても係等の統廃合を行いながら職員の削減には現状も努めていますよということもわかっていたらということで、ちょっと表が非常に煩雑にはなってしまったんですが、昨年の4月と今年

の4月の比較で載せさせていただいております。二重線の左側が昨年の組織の状態、それから右側が本年度の組織の状態となっております。

表の見方ですけれど、表の中で太字になっておる部分があると思います。このあたりが何らかの変更があったところと、人数の場合もありますし、組織の場合もありますし、変更があったところを太字で載せさせていただいております。例えば、企画財政部でございましたら、先ほども冒頭に出てまいりました行政改革推進室、企画課の中についておりましたけれども、これが財政課のほうの課内室というふうな形になっております。

それから、主なところだけ御説明申し上げますと、市民生活部の関係につきましては、市民課の中にありました人権男女共同参画係というのがございましたけれども、これにつきましては協働推進室がございますが、そちらの係ということで、協働推進室を協働推進係と人権男女共同参画係、2係にしております。

それから、環境課は環境保全係、環境衛生係という2つの係で成り立ってございましたけれども、係を廃止して1つの係という形に変わっております。

それから、建設事業部でございますけれども、都市建設課の中に管理係、工務係、都市計画係の3係ございましたけれども、管理係と工務係を統合いたしまして工務係、それから都市計画係の2係になっております。

それから、その表の一番下の網かけ、灰色の部分ですけれども、ここにトータルの数字を入れております。6部19課ということで、これは変更はございません。それから、係の数は35から33係へ、2係減っております。それから、職員の数、これいろいろ載っておりますけれども、一番左側の176というのが今の部の中の合計の人数でございます。23年4月は185ということで増えています。

それから、議会事務局、それから会計課等、それからその次のページに行きまして監査事務局については特に変更はございません。

それから、その下の教育委員会でございますけれども、こちらにつきましては部、課、係の数は変わっておりませんが、職員の数が若干減少しております。

次の赤坂支所でございますけれども、市民生活課、こちらのほうへ総務係、市民係、環境係と3つの係を置いておりましたけれども、これの係を1つに統合をいたしております。それに伴いまして、職員の数も減少しております。支所を1部と数えさせていただいておりますけれども、1部3課7係から1部3課5係ということで2係減っております。人数についても26から22ということになっております。

次に、熊山支所の関係でございますけれども、同じく市民生活課の係を廃止をしております。それとあわせまして、産業建設課の中に上下水道係というのがございましたけれども、こちらのほうを建設係に含めておまして、産業振興係と2係になっております。1部3課8係が1部3課5係になっております。職員も26から23に減っております。

それから、吉井支所の関係ですけれども、吉井支所も他の支所と同じように市民生活課の係を廃止、産業建設課の係を3係から2係にしております。1部3課8係から1部3課5係になっております。人数のほうも29から27ということで若干減少いたしております。

その下に仁堀出張所、それから桜が丘の出張所の関係を載せておりますけれども、これはいずれも変わっておりません。

合計でいいますと13部37課73係でございましたけれども、13部37課63係ということで10係減っております。人数的には309から305ということで少し減っておるような状況でございます。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。

今この行政組織についての22年度との比較ということで御説明あったわけですけれども、何かこの点につきまして御質問とか御意見などありましたらどしどし出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

改めてこういう行政組織全般の一覧を見るっていうことはなかなかないと思いますので、どういうところでも結構ですので、御質問あれば、あるいは御意見あれば言っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 はい。

議長 どうぞ、委員。すみません、マイクをお願いします。

委員 はい、失礼します。表の見方をちょっと教えていただきたいんですけど、例えば平成22年4月1日の総務部の左下の21という数字は、その右横の4名、10名、6名を足した数字とは異なりますが、この数字の違いというか、見方を教えていただけますか。

事務局 それでは、説明を当初しとけばよかったんですが、1番目の総務部のところのまず秘書係のところから見てください。例えば、平成22年4月のところで秘書係3人となっております。それで、秘書課のところは4人になっています。これは管理職、課長が1名追加になっております。それから、総務部でいいますと秘書課、総務課、管財課、それぞれ4、10、6ということで、合計しますと20名でございます。それに総務部でいいますと部長が1人ついて21名というような、ちょっとわかりにくい表で申し訳なかったです、そういうふうな表示の仕方をさせていただいております。

委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、2ページのほうに仁堀出張所とか、桜が丘出張所の部の数、課の数、係の数は出てるんですけど、これは人数は、職員数は教えていただけるのであれば教えていただきたいです。

事務局 すみません。非常に表が見にくかったんで申し訳ございません。これは、表記はしているのですが、ちょっと気付かれなかったんだと思うんですが、部の数、部ではちょっと実は扱っておりませんが、課として扱わせていただいております。課が1、係が1で、

その上にちょっとわかりにくいと思うんです。1という数字が上がっております。正規の職員は、仁堀出張所の場合は正規職員は1名でございます。それから、桜が丘出張所も課という形で勘定はさせていただいておりますけれども、1課1係というような形になっております。職員につきましては3人、正職が3人ということで、こちらにつきましても人数の変化は22年、23年ではございません。同人数になっております。

委員 ということは、今年度の仁堀の出張所の正規職員さんは1名で、桜が丘出張所は3名というふうに考えたらよろしいんですね。

事務局 そういうことでございます。

委員 はい、ありがとうございました。

議長 他にいかがでしょうか。

そういう事実確認だけでも結構です。

はい、委員お願いします。

委員 お尋ねします。

職員の数っていうのはわかったんですけど、アルバイト、各課におられるように僕は見受けます。それから、出張所においてもアルバイトの方がおられます。理屈上では業務が煩多に及んで人の手が足りないからアルバイトをおつけされてるとは考えるんですけど、それやったら職員の数を増やす、増やそうという発想にはならないんですかね。いつ行ってもアルバイトがあると。これはいろんな諸問題もあるんでしょうけれど、職員の数を増やすことによってアルバイトの数が軽減される、あるいは減らすことができるというふうな考えを僕は持つんですが、その点いかがでしょうか。

議長 はい、いかがでしょうか。

事務局 確かに各課に臨時職員あるいは嘱託職員がございます。今日の表では載せておりません、申し訳ございません。ちょっと今それじゃあ何人かという、トータルは現時点把握してないという、非常に臨時職員の場合変動がございます関係もあってちょっと今現時点では押さえた数字というのは持ち合わせてないんですけども、委員さんが言われるように臨時職員でやるのか、臨時職員は減らして正職でやるのか、これはもうそれぞれの場合で判断をさせてもらわざるを得ないと思います。臨時職員につきましては、業務が多忙な、あるいは急に発生したような業務等々いろんなことで採用させていただく場合があると思いますけれども、それぞれで異なってまいります。確かに臨時職員何人かで正職1人置いたほうが事務的に合理化ができるというのも確かにあり得るとは思います。それも今回組織機構の中身を検討する中でそのあたりも含めて、バイト、臨時職員をどうするんだということも含めながら、やはり検討していかなければならない課題であろうと思います。ちょっと人数については持ち合わせておりませんで申し訳ございません。

議長 この臨時職員についてはちょっとなかなか扱いが微妙なところがありまして、人

件費だけでなく物件費だとかいるんなところにも入ったりしております、やっぱり隠れた状況かなというふうに思いますが、こういう正規職員だけではなくて臨時職員というのも非常に 委員おっしゃるように大事な視点かと思しますので、また必要なときがあればデータも出していただければというふうに思います。

他にいかがでしょうか。どういう形でも結構ですので。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そうしたら、また後で御質問あればそのときに出していただくとしまして、先を急ぎたいと思います。

次に、本庁と支所の事務分掌について、事務局のほうから説明よろしく願いいたします。

事務局 失礼いたします。会長申し訳ございません。事務分掌と次の調査の関係ちょっとまとめて説明をさせていただいても結構ですか。ちょっと関連もございますので、まとめて資料2、資料3につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

これも現状をあらわしておるものでございますけれども、本庁につきましては赤磐市職務執行規則というもので各課、係のどういう事務をするかと、業務をするかというのが決まっております。支所、出張所につきましては、赤磐市支所及び出張所処務規則というのがございまして、それに基づいて業務を行っておるわけでございます。

この表の見方でございますが、本庁の業務、これを各課あるいは係で先ほどの職務執行規則に基づきまして列記をしております。本庁の部分で列記し、それから支所の部分でその業務に該当するような業務の部分、表現が違ったりする部分もございまして完全には対比はできておりませんが、おおむねその系の業務、課の業務という辺にあわせて支所の業務の事務分掌を横側に、右側につけさせていただくとというような表でございます。これにつきまして、中を一個一個説明をしますと非常に長時間になります。そういうことで、表の見方のみ、現状こういうふうな業務があつて、支所においてはこういうふうな業務がありますよということでご覧をいただきたいと思います。

なお、注意いただかなければならないのは、業務の内容ということで載っております。それじゃあどこまで権限を持ってどこまでの事務をその中でやるとのかというのはこの表ではちょっとお示しができませんし、それをすべてお示しすると非常に膨大な量になりますので、今日のところは規則に基づきまして事務分掌のほうを対比の表で載せさせていただいております。

それから、13ページ、資料3ですけれども、13ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、これは実は昨年(2019年)の第3回の審議会の資料にも実は同じものをつけさせていただいております。昨年、支所、本庁のじゃあ実際にどういうふうな、どれだけお客さんが来られて、あるいは電話でどういうふうな内容の業務を行ったかというようなものを拾い上げまして、それを表にしたものでございます。第1回目が20年7月15日から8月13日までの

21日分ということで、熊山支所関係、出張所も含めてこれはちょっと8月23から9月17、あるいは8月16から9月10日とか若干調査時期がずれておりますけれども、そちらで実際にあった業務、相談等を拾い上げております。それから、第2回目につきましては、22年10月14日から11月10日までの間の調査をさせていただいたものでございます。13ページにつきましては、それを人数あるいは回数で拾い上げたものを一覧表にしたものでございます。それぞれの支所で市民生活課、健康福祉課、産業建設課、それぞれどういうふうな来客あるいは電話の回数があったかというのをご覧いただければと思います。仁堀出張所、桜が丘出張所についても同様でございます。

それから、14ページからが具体的にじゃあどういうふうな仕事で来られたのか、用件でこられたのかというのを表にしております。表現方法が各出張所あるいは支所で統一ができればいいんですけど、若干統一ができてない、同じようなことを表しているんですけども表記が違うというのもございますので、そのあたりもちょっと考えながら見ていただけたらと思います。

それから、会長、副会長からも御指摘を受けたんですが、支所の中のある課の業務で非常に他の2支所に比べて、非常に件数が突出しとるといような部分もございます。これを修正するようにという御指示もいただいたわけなんですけれども、ちょっと日数的にもそれじゃあどこをどう減らせば同じような数字になるのかというのも確認がとれないような状況でございますので、そのまま、申し訳ございません、載せさせていただいておりますので、支所間で比較したときに非常に課によっては突出しとる数字もございますが、その辺はちょっと御勘弁をいただきたいと思います。

なお、この関係につきましては、今年の6月1日から28日、明後日からですけれども、再度本庁、支所につきまして業務の関係調査をするような予定にしております。準備をしておりますので、その結果につきましては、また7月にはまとめられると思いますので、7月の審議会には本年度の状況ということでお示しをさせていただきたいと思います。

なお、業務につきましては、やはり季節的なものがある部分もございます。必ずしもそれで1年間を把握するというのはできませんけれども、そういうことも参考にさせていただきながら、今度の支所、本庁の役割分担等々の参考にさせていただければと思います。中身については一々読み上げませんけれども、表の見方ということで御説明をさせていただきました。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。

事務分掌のあり方ということで、資料の2ですね、そして支所の現状ということで、資料の3という形で説明をいただきました。これまでの説明で何か質問あるいは意見などがございましたら、どういう観点からでも結構ですのでおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

今事務局のほうからこの資料の3の数字に当たりましてちょっと説明があったわけですが、13ページを見ていただきますと、例えば赤坂と吉井を比べますと、例えば第1回でいきますと、来客が、赤坂624に対して吉井は1,003、それから電話は、赤坂686に対して1,094という形で、かなり差があるということで、これは前回もちょっと指摘したんですけども、今回ちょっと同じものが出てるということになっておりまして、修正する時間がなかったということなんですが、なぜこういうことになったかというのは何か聞いてはもらえないのでしょうか。

事務局 吉井支所のほうには、支所長等にはお伺いをしたわけですが、確かに来客、電話等は多かったんですが、それじゃあそれが何件あってどんなというのまでちょっと記憶にないんで修正ができませんという状況でございましたので、申し訳ないんですけども、そのまま今回は出させていただきます。

議長 はい、わかりました。

ちょっと現状が、ですからそういうことではっきりしないところも少しありますけれども、そういうデータだということではちょっと聞いていただければと思いますが。

どうぞ、はい。すみません、マイクをお願いします。

委員 支所の分け方ですね、これはよく見てもらったらわかると思うんですけど、吉井支所の場合は全部ほとんどが「関すること」でまとめ上げてしまってるんですね。あとのところは具体的な内容を書いたようなところが出てきとるんですけど、この分け方を統一したらどうでしょうか。そうすると具体的な数字が比較できるんじゃないかなというふうに思うんです。そうでないと、全部「関すること」で一まとめにしてしまったら、何の用件で来たかというのは具体的なものは全然わからないということになるんで、その辺ちょっと検討できないですかね。

事務局 業務の分け方、先ほども説明でも申し上げましたけれども、同じような表記がされていないので、同じような業務で表現の仕方が違うということで説明をさせていただきました。今回6月、今年度の調査については一応統一様式を示させていただいております。ただ、基本的には事務分掌に基づいてというような分け方をさせていただいております。そういう中で、例えば支所で今回事務分掌の中で下水道に関することとかという非常に大きなくりになっております。これにつきましては、担当の課長さん等と調整をして事務分掌よりも細かい形での調査ということで様式のほうを作成をさせていただいております。また、その何々に関することでも、非常にものによっては広い範囲のものもございます。そういうものは別に書いてくださいよという形で今回は調査をするようなこととしております。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 今年度は少し調査の項目も統一をして比較しやすいようにされるということですので、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

この資料の3につきましては、我々がこれから支所のあり方を検討する際には非常に大事なデータになってくると思いますので、ぜひ正確なデータがとれるようにぜひともお願いしたいなというふうに思います。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、 委員。

委員 すみません。ちょっと恐縮なんですけれど、今お手元の資料の3ページからの本庁と支所の事務分掌一覧という表がございますけれども、これは先ほどの御説明で規則に基づきそれぞれ記載をされてるということなんですが、ちょっとお尋ねするのは、例えば3ページのほうで支所の部分ですけれども、情報公開云々に関することという業務内容がございます。本庁のほうも同様な業務内容があるということで、例えば同じ情報公開の申請が来た場合に、そういう最終の許可権限といいますか、決裁とかそういう部分との整合性というのは図られているのかどうか。といいますのは、支所のほうが単にそういう受け付け業務だけやって、権限自体は本庁でやるとかというようなことがあるのかどうか。そこで業務が一つ完結するのかどうかというようなところもございまして、そういう決裁権限とか、そういう最終の責任というふうな部分がもしわかればお教えいただきたいと思います。

それから、ちょっと戻って恐縮なんですけど、2ページのほうで先ほど組織の人員等ございましたけれども、第2次の行革大綱で職員の削減等もお示しをされているかと思うんですが、22年度から26年度、5か年で2次の改革、行財政改革をされいてると思うんですけれど、具体的にその26年度に最終的に職員数が今309とか5とか言われてたんですけれど、大体どれくらいの目標を持っておられるのか、ちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

議 長 2点ですね。お願いします。

事務局 それでは、まず例を挙げられました情報公開の関係でございます。これについては、先ほど申しましたように事務分掌上はこういう表記がありますけれども、権限と、必ずしもそれが権限まであらわしてない、事務をどこまでするかというのが表記ができてないという部分に当たるわけですけれども、情報公開の例で申しますと、本庁、支所ともども総括の窓口というのは秘書課にございます。去年まで総務課のほうへございましたけれども、今年度から秘書課のほうに移っております。それぞれの所管はその担当部署ということになるんですが、総括的な部分は秘書課のほうが持っております。また、決裁区分につきましては、市長決裁というような形になっておりますので、受け付け、あるいは書類作成、支所の情報公開の内容であれば支所のほうで書類等は作成をし、それを本庁あるいは本庁でチェックし市長が最終決裁をするというような流れになっております。

それから、職員の数の関係でございます。ちょっと私が説明をするときに言い漏らしてしまったんですが、これのここの1ページ目、2ページ目の表の職員でございますけれども、これ

については実は組織表から拾っております。その中で、例えばわかりやすい例で言いますと総務課の総務係、これ組織図の組織の中の人事異動の内容からいうと職員もっております。というのは、これ、この中にこれ以外に後期高齢者医療であるとか、農業共済であるとかというような一部事務組合、こういう関係への出向職員も総務課付けという形で出ております。ただ、現実的にそういう職員は総務課の仕事を実際にはしていないということで、そういうのは人数から省くというようなことで表のほうは作成をしております。

それから、職員数の目標の関係でございますけれども、御存じのように職員の定員管理計画がございまして、実は赤磐市の場合、若干消防組合が途中で解散をし赤磐市の市の業務となったということで非常に複雑な動きをしているのですけれども、仮に消防が平成17年当時から赤磐市の業務であった、職員であったと仮定をしますと、当時599人の職員がございました。平成22年が第1回の目標になっております。このときに568人ということで、数字の上では31人、トータルでは減っております。ただ、これにつきましては、若干前審議会でお話したこともあるんですけども、消防のほう解散する際に職員が岡山市のほうの消防へ行かれた方、あるいは退職された方が10人おります。それから、定数の見直しもされております。したがって、現実的には14人新規採用というのが入っております。それを実は他の部分、具体的にはほとんどが市長部局の事務職のほうで吸収をしとるというような形でございます。ですから、事務職だけでいうと四十数名以上、十二、三%だったと思いますけれども、その程度の削減になっているというような状況になっています。

それから、今後でございますけれども、新しい定員管理計画を策定をしております。これ568人ですかね、568人から27年度の目標でいうと548人、20人を削減をするという目標を立てております。この目標につきましても今回組織の見直し等お願いするわけですが、現在の本庁、支所の役割分担であれば非常にきつい人数になっております。という中で20人というのを上げとるわけですが、今後、どのような御提言をいただけるかわかりませんが、御提言をいただきながら、本庁、支所の組織機構の見直しを行っていきます。したがって、その結果によってはこの20というのも変動があり得るというふうには考えておりますけれども、現時点では平成27年度の目標を現在からマイナス20人ということで目標を立てております。

議長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 そうすると、支所のほうの、先ほど1番目の質問項目ですけれども、支所の意思決定の権限ということでいきますと、ほとんどのものが本庁で今全部されてるということによるしいのでしょうか。

事務局 権限がすべて本庁にあるかということ、そういうことではございません。職務執行規則、あるいは支所の処務規則の中でそれぞれの事務について権限が定められております。支所の課長でできるもの、支所長で権限があるもの、それから本庁まで回して本庁のほうの部長

であるとか副市長、あるいは市長の最終決裁をもらわないとできないもの、それぞれ事務によって権限のほうはバラバラでございます。

議 長 その比率っていうのは何か出ないんですか。そういう何か抽象的な言われ方をしても何かよくわからないんですよ、現状が。

事務局 資料を出せばある程度わかっていたかたもかもしれませんが、ちょっと比率というのが、では何をもって、事務の数で拾うのか、規定されとる数で拾うのか、その辺もあるんですけども、ちょっと比率でと言われますと難しいんですが、例えば工事なんか執行するのでも、金額によって、支所でできる範囲と、それから本庁の決裁が要る範囲というのは金額等で決まっております。

議 長 工事などは決裁の金額というのはわかりやすい目安かと思えますけれども、大体のところ、現状を見ますと何かいろいろ本庁とやりとりしながら決定してるような感じがするんですけども。それが別に本庁の関与があるとか、そういうことでは別れないわけですからね。そのあたりがちょっとこれからいろいろお話を聞きたいなと思えます。

他にいかがでしょうか。

今日のところは事務分掌一覧をぱっと見られても何のことかすぐわからないと思えますので、一応今日説明を聞かれて、こういう部があってこういう課があって、それぞれでこんなことしてるというふうな、ちょっとそういうものがイメージとしてわかっていたらと思えますし、それから資料の3につきましても、数字がちょっとあいまいな感じがするわけですが、それぞれの支所でこんなことがあってこんな現状なんだという形のものをちょっとざっと見ていただければというふうに思えます。

また、今後議論を深めていく中で、また違う資料なども用意していきたいなと思っておりますので、もしそういう資料で御要望などがありましたら、そういうものもぜひ御意見の中で反映していただきたいなと思えます。

それでは、どんどん先に行かせていただきますけれども、今赤磐市の現状がわかったということで、次に協議の中身の3番目ですが、県内の他の市町の支所はどういう状況になっているということで、説明のほうよろしくお願ひいたします。

事務局 失礼いたします。それでは、22ページの資料4について説明をさせていただきたいと思えます。

実は、非常に申し訳ございません。説明に入る前にお断りをしなければならぬといいますが、我が赤磐市の名称のところの支所が、総合支所が支所という形で間違っております。赤磐市で旧の赤坂、熊山、吉井、それぞれ支所という形で表記をしておりますけれども、総合支所ということで御訂正をいただきたいと思えます。まことに申し訳ございません。

この表でございますけれども、市内の支所等の設置、県内の設置状況、支所等の設置状況を一覧表にしたものでございます。

まず、表の見方でございますけれど、一番左側の新というところがあります。これが現在の市の名称でございます。赤磐市であれば、新設合併、括弧で書いて（新設）としておりますけれども、郡内4町が合併して新設された市であります。それから、その下の岡山市であれば、岡山市に御津、灘崎、建部、瀬戸町がそれぞれ編入をして合併をしとるということで編入合併という形で表記をさせていただいております。

それから、旧というところは、それぞれの旧町の状態、あるいは旧市に、岡山であれば岡山市に4町が加わったということで4町をあげさせていただいております。

その次の人口につきましては、それぞれのところの人口を載せさせていただいております。

それから、名称のところについては、本庁という表記をさせていただいております。本庁と、支所、あるいは総合支所、あるいは市によっては地域局とかというような独自の名称が使われるところもあるようでございます。

それから、その次に課の数、それぞれの支所の課の数を、業務の内容とは一致しないわけですが、課の数という形で参考までに上げさせていただいております。

それから、その隣の産建担当という部分がございます。この産業建設の関係の事業も支所で幾らか取り扱っどうかどうか、全くもう取り扱ってないのかという辺の表記をあり、なし、あるいは横線で表記をさせていただいております。

それから、備考欄には出張所、例えば熊山であれば桜が丘の出張所、吉井であれば仁堀の出張所ということで1出張所というような形で表記をさせていただいております。

岡山市、赤磐市の場合は御存じだと思いますので、岡山市で申し上げますと、岡山市の他に4町が合併し、それぞれに支所があるわけですが、灘崎につきましては区役所がございますので支所がないというような状況になっており、それぞれの支所には2課で産建部門もあるというようなことでございます。

そういうふうに見ていただきまして、下のほう、この近隣で申し上げますと、下から2番目、備前市でございますけれども、備前、日生、吉永が合併しました新設合併でございます。本庁が備前市で、日生町、吉永町に総合支所がそれぞれ1か所ございます。課の数については、1課体制ということでございます。ただ、産建部門を、産建の関係の業務も行っておるといような状況です。

それから、その下の瀬戸内市、これも邑久、牛窓、長船、3町が合併した新設合併でございます。本庁は、ここは本庁が邑久町でございますけれども、分庁方式をとっております。教育委員会が牛窓町に、保健福祉部の関係が長船町にございます。それとは別に支所が牛窓、長船にはあるわけですが、これについては産建等の関係は行ってない、窓口業務ぐらいの業務しか行ってないというような状況でございます。

それから、次のページをおはぐりいただきまして、真庭市のお話をあげさせていただきます。本庁があり、支局があり、あるいは八束、川上、中和の関係ではまとめて八束に振興

局があって、川上、中和については出張所というふうな扱いになっておるようでございます。そういうふうに見ていただきたいと思えます。

それから、下3つですけれども、これは岡山県ではございませんで、本日のこの後の先進地の事例ということで御紹介をさせていただきますけれども、その関係をあげさせていただいております。上越市あるいは富山市というのは非常に大きな市で、規模的には赤磐市と比較にならないようなところでございますけれども、上越市の場合は、上越市に13町村が編入合併してできたような市でございまして、編入合併した13町村にはそれぞれ総合事務所というのが置かれておりまして、産建部門もでございます。

それから、富山市の関係につきましては、富山市に4町2村で、ここ新設合併のようでございます。総合行政センターというふうなものが置かれておるようでございます。

それから、安芸高田市につきましては、7町で合併をいたしまして、吉田町に本庁舎、それから各旧町にそれぞれ支所が設けられておりまして、2課体制でございます。備考欄にすぐやる課とか書いておりますけれども、このあたりにつきましては、また後ほど詳しく御説明をさせていただきますと思えます。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございます。

赤磐市以外の県内における他の市町の支所がどんなふうな状況なのかということで御説明がありました。また、先進事例についてはまた後でお聞きするといまして、他の市町の支所設置状況につきまして何か質問とか御意見とかありましたら遠慮なく質問していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

ちょっとよろしいですかね。真庭市ですけれども、23ページですね。真庭市はそれぞれ各地区で異なった名称をつけておられまして、振興局とか支局とか出張所というふうな形についてなんですが、特に振興局というふうな名称で書かれてますけれども、これはどういう理由でこんな形にされてるのかもし調べておられるのであればちょっと教えてください。

事務局 詳しくは調べてないんですが、旧八束村が振興局になっております。川上村と中和村については出張所というふうな形になっておりますけれども、八束が振興局という中で、川上、中和を統括という言い方が悪いのかもしれませんけれども、そこの面倒を見るというふうな形でなっておることから、支局ではなく振興局というふうな表現をされとるようでございます。

議長 他の支局よりも何か権限を持ってるというふうなイメージなんですかね、振興局は。

事務局 権限までは、申し訳ございません、ちょっと調べ切れてないんですけれども、そこもいわば配下になるというんですか、管轄下になるというふうな形から振興局というふうな表現をされとるようです。

議 長 ちょっと、もしよろしかったらこのあたりの現状をちょっと調べていただければありがたいと思います。先ほどの意思決定、権限の話と重なります。

委員、どうぞ。

委員 今会長さんおっしゃられた真庭市の件ですけれど、ちょっと私も個人的に真庭市に合併直後行ってまして、この振興局の再編にちょっと携わったんで、これはちょっと余談事なんですけれど、今事務局のほうでおっしゃられたように蒜山の3村については、これは当初支局案で執行部のほうは詰めていたんですけれども、いろいろ合併当時の状況等がございまして、3村今お話があった統括というか、総合的に行政機能を残すということで振興局制度をつくったわけです。以前、ここご覧のようにたくさんの自治体が合併しとりまして、全部北房から中和まで支局ということになると、非常に行政組織が複雑だということで、蒜山だけはできるだけ早く総合的にそういう行政機能を残したいというような地元もございまして、川上と中和について、これは以前支局という形で残ってたんですけれども、振興局をつくる際に出張所という位置づけにしまして、できるだけ地元対応の行政サービスをやってるというふうな状況でございます。

それから、同じように真庭市については、瀬戸内市さんと同じように分庁方式でございまして、最近久世町のほうで本庁をつくりまして、落合が教育委員会、それから勝山が企画、総務部門、それから久世が産業部門というふうに分庁方式になってたんですけれども、今年の3月ぐらいにほぼ庁舎を移転して新しい庁舎を久世の現在の庁舎の横に建てまして、合併した自治体で庁舎をつくったのはこの真庭市さんぐらいかなと思ってたんですけれども、そういうことでかなり積極的にそういう組織改革にあわせて庁舎の再編もされたということで、ちょっと私の覚えてる限りの知識を申し上げました。失礼しました。

議 長 ありがとうございます。

じゃあ、委員、お願いします。

委員 表の見方と内容がちょっとわかりにくいんで、いま一度お尋ねします。

産建担当、産業建設があり、なしというふうなところの項目なんですけど、例えば総社市さん、なし、なしですね。課数1、1ですね。一番下の瀬戸内市さん、これまたなし、なしで、課数1、1。それから、次のページの今ほどの真庭市の下の2つ、川上村、中和村、なし、なしで1、1。組織の件がよくわからないんですが、1課数しかないところがなしってということは、産業建設、本来の産業建設の業務はどっかが吸収してこなしておられるんでしょうか。課そのものがなくて、全部本庁に依存されてるんですか。そこら辺がちょっとわからないので教えてください。

議 長 はい、お願いします。

事務局 例えば瀬戸内市さん、課の数が1カ所、支所はあります、課の数は1つです、産建ありませんと、こういうふうな表記をさせていただくとところについては、産建の関係と

というのは本庁ですべてやっとならということでございます。必ずしもそのあたりが支所の課の数と産建まで持つとどうかというのは必ずしも一致しとりません。1課でもその中に産建の係を持って産建部門をされとるようなところもありますし、もう全くないようなところもございます。したがって、課の数と産建があるか、業務をしとるかどうかというのは必ずしも一致はしておりませんが、そういうことであえて産建の業務をしている、していないで、あり、なしという形で表記をさせていただいております。

議長 いいですか。はい。

こういうちょっと細かな点、わからない点、どんどん聞いていただければと思いますが。

他にいかがでしょうか。どんな観点からでも結構ですので。

事務局 それから、会長、ちょっと一つ。

議長 はい、どうぞ。

事務局 これも訂正で申し訳ないんですが、23ページの一番下、安芸高田市、この中で産建担当のところは各支所横棒になっております。これは、申し訳ございません、ありということで、産建、権限が全く本庁と同じというわけではございませんけれども、視察をしてきたところによると、ある程度の金額の業務まではやっとならということでございますので、ここはすみません、八千代支所から向原町までを、すみません、横棒になっておりますけれどもありということで御訂正をいただきたいと思います。

議長 ここは私もこの前ちょっと視察に行ったんですけれども、事務局の方と副会長さんでね。すぐやる課というのが結構ハード整備を担当されてるようですので、そのことを言われたんだと思います。

他に、どうぞ。

委員 合併から、県下だけですけれど、いわゆる組織体制とか、支所の見直しとか、そういうことを取り組んでおられる地域があったら、わかっておられるんならちょっと教えていただきたいのと、一応わからないのならまたちょっと調べていただきたいなど。どういう名称で体制を変えられたとか、組織を見直しをされたとかということがあれば知りたいと思いますので、わかるとる範囲内で教えてください。

事務局 全部調べたらいいんですが、例えば瀬戸内市、お隣の瀬戸内市でございますけれども、ここにきましてはそれなりに合併当初業務を行っていたようでございます。多分平成19年ごろまでだと思います。これについては1課体制でなしに課を設けているような業務を行っていたと思います。それを平成20年に機構改革をいたしまして、支所の業務はおおむね窓口業務というような形に変更をされとるようございまして、こちらにきましては当初、例えば長船支所であれば、合併当初、水道の分室を含めまして21人の職員がいたようございましてけれども、平成20年には8人にまで削減をされとるようございまして。同じく、牛窓支所にきましては、当初25人の職員がおりましてけれども、平成20年には10人ということで、職員を

削減すると同時に、1課体制、窓口業務に特化したような業務を行っておるというように伺っております。

議 長 よろしいでしょうか。はい。

ここに出てるものが最初からこうではなくて、当初はそれぞれの支所にもかなり本庁的な機能もたくさんあったということですが、それがだんだんとスリム化の中で変えられていったと。今わかっている段階ではこうだというわけですね。

他にいかがでしょうか。

先ほど名称のことを少し冒頭言われましたけれども、赤磐の場合総合支所というふうなことが正式だということなんですが、他のところでは、例えば津山などはこれ支所という名称でよろしいんですね。

事務局 ちょっとそのあたりが、担当のほうも整理をしたときに、赤磐市が違っておりましたように、必ずしも支所が絶対総合支所じゃないかと言われるとちょっと自信がない、というふうな部分もございます。これにつきましては、もう一度、次回きちっと書かせた形で出させていたいただきたいと思います。

議 長 名称自体はまた総合支所になる可能性もあるということで、わかりました。

他にいかがでしょうか。

名称のところで行きますと、例えば高梁市とか、新見市なんていうのは地域局とか支局というふうな名称になっておりますけれど、これは何かそういう名称をつけられたときに何かお考えあったんでしょうかね、もし御存じであれば。

事務局 申し訳ございません。そのあたりも含めて次回報告させていただきたいと思っております。

議 長 それぞれの市町でそれぞれの考え方があって多分こういう名前もつけられてるかと思っておりますので、ぜひちょっと考え方を反映しているものでもありますし、ぜひ調べていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

こういう資料があったらいいなという形で、今ちょっと私、名前の由来といいますが、そういうことも調べてほしいということをお話ししましたけれど、この資料の一覧を見られてこれはどうなってるんだろうというふうなところがあれば、どんなところでも結構ですから御質問いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ、はい、 委員。

委員 ここに掲載していただいているのは、編入、新設と、何でかは知らんけれども玉野と笠岡がありますけれど、岡山県下、ごめんなさい、違ってたら、何ぼやったかな、27市町村でしたっけ、ほんなら8つほど足らんのかな。それは合併も何もなかったところや思うんですけれども、2つの村も含めて、そこも何かデータとしてあったら、同じ岡山県やからハネに

せずにみんな載せてあげたらいいんじゃないかなと思いました。

議 長 27市町村なんですけれども、ちょっと全部出てないんじゃないかと。出てないものはどうなってるのかという御質問です。

事務局 すみません。実はこれが、玉野市、笠岡市については、合併はしてないんですけれども、市という形であったので載せさせていただいておるといってございまして。残りにつきましては、町村につきましては合併してなかったということで表からは省かせていただいておりますけれども、これも次回、先ほど宿題いただきましたので、それとあわせて全部記載させていただきたいと思います。

議 長 よろしいでしょうか。はい。

そしたら、合併していない村も含めまして、ちょっとどうなってるのか、周辺部と本庁との関係どうなってるか、そのあたりをちょっと調べていただきたいと思います。

他に何か、こういう資料、ちょっと調べてほしいというものがあれば、せっかくの機会ですからぜひどんどんとおっしゃっていただきたいんですけれども。よろしいでしょうか。

ちょっと私のほうで質問なんですけど、少し戻るんですけれども、資料の1のところですね、資料の1のところ、2ページですか、2ページのところに23年度の支所の機構改革ということで市民生活課が大きく変わってるわけですが、係を廃止をされてますよね、すべての市民生活課で。ここはどういうお考えでされたのか、ちょっと参考までにお話ししていただけませんか。

事務局 23年4月から各支所とも市民生活課の中の総務係、市民係、環境係、これを廃止して1つの係にしております。これにつきましては、非常に先ほどの定員管理の関係もあるんですが、職員数が非常に減っております。そういう中で、係を設けておきますと、それぞれに人的配置が必要になると、職員が必要となるということになります。そういうことから、今回、すべての課の係を廃止というわけにはいきませんでしたけれども、市民生活課、あるいは産業建設の上下水道係のほうを係をなくしております。そういう中で、課の中でみんなが協力をして係の枠を取っ払って協力しながら事務をしてこう、また当然のことながら人数が減っておりますから、支所と本庁が協力体制をとりながら事務を進めていこうと、こういうふうな特に役割分担、あるいは協力体制というのは、これからとっていかなければ支所の人数も減りませんし、当然それがうまくいかなければ、本庁と支所との連携がいつてないということになると市民の方に御迷惑をかける部分というのも出てくると思います。そういうことから、今年度、試験的というと失礼なんですけれども、まず市民生活課の関係等について係を減らして、人数も減ってしまいますけれども、やってみようというようなことからこういうふうな形をとっております。

議 長 一番大きな話は職員数の減少ということで、これぐらいの人数であればちょっと3係ってというのはなかなか難しいだろうということとされた。それを補うために特定の係を

設けないで皆さんで協力して一人何役みたいな形でやっていこうというふうなところでされたというわけなんです、今2か月ほど経っておりますけれども、何か気付かれた点とありますが、市民からの意見とありますか、声とありますか、そして職員の声も含めて、もし何か把握されてるようであればちょっとお聞かせください。

事務局 市民の声、職員の声ということでございますけれども、実は私のほうも今年の3月まで総務にありましたけれども、4月1日以降こちらのほう、財政と行革のほうへ変わったもので、直接そういう声が入ってこないんで、申し訳ございません、私もちょっと把握し切っておりませんので、申し訳ございません。

議長 わかりました。これからアンケート調査なども今年度もされるようですので、ぜひその辺もちょっとぜひ注意して聞いていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

赤磐市の話、それから県内の他の市町の話、どういうところでも結構ですから、ちょっとこれから調査をされるようですので、こういうことをちょっと気をつけてやってほしいとか言っていただくと無駄のない作業になりますんで。

どうぞ。

委員 本庁では、産業振興部ということと建設事業部というのが分かれてますよね。支所では産業建設ということで一つの課でくくっておるんですけど、これ仕事の関係から決裁とか、内容についてどういう判断で今現状どうなってるんですかね。2つの部に属した課が1つあるということになってるわけですけど、この辺はどういう状態なんですかね。

事務局 本庁と支所という関係ですかね、産業建設の。産業建設課、支所という産業建設課は1つだけども、本庁のほうは2つの部に分かれているよということですね。それにつきましては、業務によって係が現在産業振興係、建設係の2係に分かれております。したがって、その業務の内容によりまして、建設事業部の関係になるもの、それから農業振興等々産業振興なるものと、そういうふうな業務の内容によって決裁のほうは分かれて回るとという現状でございます。

委員 係は分かれとる、確かにね、ここに書いてあるからわかるんですけど、課長の決裁権限やなんかはどんなんですか。産業担当と建設担当と2つ兼ねとるわけですけど、これ決裁権限はどういうことになるわけですか。

事務局 決裁権限は、これにつきましても支所と出張所の規則がございます。その中に、事務の流れ、関係する所管の業務とともに決裁の権限を決めております。その権限に従いまして支所の課長で決裁ができるもの、それから本庁の建設事業部あるいは産業振興部まで回さなければできないもの、そのあたりはその規則に基づいて運用させていただいております。

議長 各事務ごとにとということですか、要するにね。

事務局 はい。

議 長 その事務が本庁でいうと産業振興部であれば産業振興部の縦の列でチェックをするということで、そういうことですね。ですから、産業建設課の課長さんは2つの部をちょっと複眼的に見ながら仕事をされてるということですか。そういうことですね。

他にいかがでしょうかね。

御発言されていない方はぜひ、委員とかどうでしょうか。よろしいですか。

委員はいかがでしょうか。よろしいですか。

委員は御発言されましたかね。もし何かあれば。いいですかね、はい。

委員、いかがでしょう。何かないですか。ないですか、はい、わかりました。

そうしますと、赤磐市の現状、そして岡山県内における他の市町の支所の設置状況について今御説明聞きまして、いろいろ要望も含めて御意見、御質問いただきました。

会議始まりましてちょうど1時間半が経ちますので、ここでちょっと休憩をとらせていただきます。3時10分から再開したいと思いますので、それまで休憩をよろしくお願いいたします。

午後2時58分 休憩

午後3時10分 再開

議 長 それでは、3時10分になりましたので、行財政改革審議会を再開したいと思います。

協議事項では、会議次第の(4)に入りまして、先進地の取り組みについてというところでありますけれども、まずの上越市について、事務局のほうから説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、先進地事例ということで、3例ほど御紹介させていただきたいと思っております。なお、この事例につきましては、組織機構というよりもどちらかというと、どこの市等につきましても支所等の人数を減らしていく中で地域をどのように活性化していくか、地域の意見を取り入れていくかというような観点からの先進事例ということでご覧いただければというふうに思っております。

それでは、まず上越市でございますが、新潟県でございますが、面積、人口とも本庁の約5倍近い非常に大きな特例市でございますので、組織等からいとなかなか比較、参考にならない部分もあるんだらうと思っておりますが、地方自治法に基づきます地域自治区制度を取り入れて地域と行政が協力して活性化に取り組んでいる事例ということで御紹介をさせていただきたいと思っております。

具体的には、住民自治の充実の観点から区を設けまして、住民の意見を取りまとめる地域協議会と、身近な住民の事務を行います事務所を置くということで、自治法の中に規定をされておりますこの制度を利用して行っているという例でございます。

上越市の場合につきましては、上越市、もともとありました上越市に6町7村が編入合併を

して現在の上越市になっております。ということで、その合併時点に合併特例による地域自治区制度というのを取り入れられておるようでございます。21年10月からですか、につきましては旧の上越市も含めてこの制度を取り入れておるということで伺っております。なお、この制度を取り入れておりますので、地域審議会というのは設けていないということだそうでございます。

それでは、資料25ページをご覧くださいと思います。

この資料につきましては、上越市のホームページの中の資料、これ市民の方々向けにつくられておる資料だと思います。こちらのほうをダウンロードして資料としてつけさせていただいております。

目的でございますけれども、地域自治区制度を生かしまして市民の皆さんが日ごろの暮らしの中で感じている問題であるとか、さまざまな地域の実情をしっかりと把握しながら市政を進めていくとともに、市民の皆さんの手によるまちづくり活動をもっと進めやすくしていきたいということでこの制度を取り入れられているようでございます。

実際の地域協議会でございますけれども、どのようなことが話し合われているかというのは、26ページでございますけれども、市長から意見を求められたそれぞれの地域の重要案件、ですからこれは市長が市民の方の意見を聞く場所というふうになつとるようでございます。とともに、今度は逆に市民の皆さんが日常生活の中で必要と感じているテーマについて自主的に話し合いを行うということで、大きく分けて2つの話し合いを行っているようでございます。この会議につきましては、主に月1回のペースで会議が行われております。会議の時間等はそれぞれの地域協議会ごとに取り決めをしておるようでございます。

どのようなテーマについて話し合いをしているかというのが一番下でございますけれども、例えば身近な暮らしに関するテーマであれば、子育て支援センターの開設時間の延長であるとか、自主防災組織の結成推進等々、それぞれの地域で課題となっていることをテーマにして議論がされておるようでございます。

それじゃあ、その話し合ったことはどうなるのかということが、ちょっともとに戻って真ん中辺になりますけれども、地域協議会で自主的に取りまとめた意見につきましては、意見書の形で市長に提出し、その実現を求められますということで、先ほどの一番下のテーマの中で黒丸がついとるものについては市長に意見書が提出をされたというものだそうです。市長はその意見を尊重いたしますけれども、何もかも出てきたからすべてが実施できるというものではございません。内容や市の財政状況などから市政に反映できないというような場合もあるようでございます。

それから、次にその協議会の委員さんどんな方がなつとるかということですが、その関係につきましては、次の27ページをご覧くださいと思います。

それぞれの協議会の委員さんというのは、定数がそれぞれバラバラでございます。28区合計

で416人ということで、12人から20人まで、一定はしていないようでございます。

それから、その委員さんを選ぶ手続ですけれども、この上越市の場合には公募をいたしてやるようでございます。公募をし、仮に定数、先ほどの12から20人までの定数があるようだけれど、その定数を超えたときには公職選挙法に準じた選任投票を行って、その結果を尊重して市長が委員を選任するというようになっておるようでございます。逆に、定数よりも応募者が少なかった場合には、その応募した方の年代や性別など委員の構成を配慮して市長が選ぶというようになっております。委員の任期は4年ということで、この関係、選挙に準じたやり方で決めるということですが、これにつきましては協議会委員の選任に関する条例というのを独自に設けられて、それに基づいて行われておるということでございます。その委員の報酬ですけれども、報酬はないということで、会議に1回出席すれば交通費相当分、1,200円だそうなんですけれども、これをお支払いするということだそうです。

それから、28ページですけれども、最初でもちょっと申しましたように、地域自治区制度にはそれぞれ地域に協議会を設けるとともに、事務所を設置するというふうになっております。この事務所でございますけれども、地域協議会の運営のサポートの他に、区域内の市政運営に関する事務を行うということで、合併当時に設けました13区、旧13町村ですけれども、この事務所につきましては総合事務所という形で設置をされておるようでございます。

それから、平成21年に旧上越市に設けました自治区につきましては、それぞれには事務所は設けておりません。それぞれ旧市については支所等がございますので、その協議会の事務のみを行う、複数の協議会の事務のみを行うまちづくりセンターというのを設置しておるようございまして、それぞれのまちづくりセンターには二、三名程度の職員がおるということだそうです。総合事務所につきましては、それぞれの区域の支所の役割もしておるようでございます。したがって、総合事務所では戸籍謄本や抄本、あるいは住民票の写しの交付、あるいは要介護認定の申請受け付けなど担当する区域内の行政サービスに関する事務と協議会に関する事務を行っておるということでございます。具体的には、総合事務所には総務・地域振興、産業建設、市民生活・福祉、教育・文化の4グループを置いておるそうです。それぞれのグループには職員が大体6人程度配置されとるということですので、1総合事務所当たり25人程度の職員が配置をされておるようでございます。

この上越市につきましては、各地域に地域協議会を設けて市民の声を行政に伝えたり、あるいはそれぞれ地域の課題をみずから話し合い解決をしていくというふうな事例ということで御紹介をさせていただきました。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

新潟県の上越市につきまして説明をいただきましたけれども、この上越市ですね、今回平成の大合併で13もの町村が編入されたということで非常に全国的にも注目をされたところで

ありますけれども、面積もご覧のようにかなり広大なものでありますから、周辺の特に住民の意向が反映されなくなってしまう、声が届かないというふうな不安感の中で、地方自治法の中に地域自治区の制度が新たに設けられましたので、これを利用して各旧町村単位でこの地域自治区制度が設けられまして、そこで住民をここにありますが、27ページに手続がありましたけれども、選挙で選んで、その選挙で選ばれた人が委員となってその地区の住民を代表して地域協議会でいろんな話し合いをするということになっているようです。自治体がなくなりましたので、それを補うための仕組みとして全国からも非常に注目をされておりましたので、ここが一つ先進事例としてあるということなんですが、どういう観点からでも結構ですので、御質問とかありましたらお話しただければと思います、いかがでしょうか。

じゃあ、私のほうから少しお聞きしたいんですけども、一つは、地域協議会というものをまずつくりまして、住民がそこでいろんな意見を述べるという、住民の声を反映させる仕組みが一つできてるわけですね。もう一つは、地域協議会などを支えるといいますか、事務局がやっぱり必要ですので、地域自治区ごとに事務局がつくられているということなんですけれども、この事務局というのは言ってみれば支所みたいな形でいろいろ動いてるわけですかね、実態としては。その上に、また、まちづくりセンターというふうなセンターがありまして、このセンターとの関係とかというのをちょっと教えていただければと思います。

事務局 まず、合併した13の区がありますけれど、13町村が合併しましたので、それぞれに旧町村に設置をされました事務所、総合事務所でございますけれども、これにつきましては支所と同じような働き、先ほど申しましたように住民票であるとか、その他もろもろの支所と同じような仕事もしております。それとあわせて、地域協議会の事務、多分事務分掌の中に総務地域振興のグループの中の業務の一つになるんだらうと思うんですけども、その中に総合事務所の運営に関する事務というのが含まれておるといふふうに伺っております。

それからもう一つ、まちづくりセンターですけれども、こちらにつきましてはもともとの合併前の上越市、これは昭和の大合併によってできたそうでございますけれども、こちらについてはその事務所、総合事務所というのは置かれておりませんでした。地域自治区制度というそのものが適用されてなかったようでございます。それを平成21年10月からその旧の上越市につきましても、それぞれの合併前、昭和の大合併のときの旧町村、市もあるのかもしれませんが、基本的にはそれぞれのその合併、上越市ができる前の区域にそれぞれ分けまして地域自治区を設けておるようでございます。こちらにつきましては、従来から支所等が置かれておるといふことで、住民票であるとかなんとかというような業務はその支所のほうでできます。したがって、まちづくりセンターについては地域協議会の事務のみを行うセンターということですので、一つの協議会に一つのセンターではなくて、複数の協議会の事務を持つという形でまちづくりセンターが設けられて、3つですかね、設けられておって、協議会の運営のサポートをしとるといふことだそうでございます。

議 長 まちづくりセンターについては、これまでも既に上越市という形で動いてたということで、歴史的な経過もあるんでそれぞれの自治区ごとに置く必要はないと、幾つかを束ねてやっても十分可能だという形での判断でされたということで、機能としては13区の総合事務所と同じような働きをされてるということでいいですね。

事務局 働きとしては若干違っておまして、センターのほうはもう事務というのは協議会、それぞれの協議会、資料の27ページをご覧くださいんですけども、そこに自治区の委員の定数等々の関係の表がございます。南部まちづくりセンターであれば何区ですかね、4区ほどありますけれど、こちらのほうにそれぞれ高田区から和田区ですかね、4区ございます。それぞれに地域協議会が設けられておまして、それぞれの地域協議会の運営のサポートに関する事務のみをセンターで行っておると。それから、総合事務所のほうはそういうそれぞれの区の地域協議会の運営のサポートと、それから一般的な支所の業務を行っておるということでございます。

議 長 センターのほうはサポートのみということですね。わかりました。そういうことですね。

住民と行政の協働ということを、今日冒頭にもお話ししましたけれども、そういうことをちょっと具体化する一つのモデル事例かというふうに思いますが、他に何か御質問とか御意見とかがありませんでしょうか。

他の先進事例を学ぶっていうことは非常に大事なことでありまして、既に経験されてることなんで、赤磐市に導入できるかどうかは別として、いろいろ勉強するということなんですけれども。何か御質問ありませんでしょうか。

このメンバーですけれども、公募による選挙というふうな形になってますよね。定員を上回れば選挙みたいな形になってるんですけれど、実際にこれ選挙は行われてるんですかね。

事務局 ちょっと実際に選挙がどの程度行われているかというのは、選挙を行ったこともあるようでございますけれども、どの程度というのまではちょっとお聞きしてないんで、申し訳ございません。

議 長 はい、わかりました。

非常にユニークな制度かと思えますね。本当に自治体が合併してなくなってしまったんですけれども、その地区ごとに自治体のような組織という形で選挙も行われて、その地区ごとの住民の意向を反映させるというふうな取り組みかと思えます。

あと24ページに予算編成権というのがありまして、予算の編成についてはできないんだけど、地域自治区において予算を措置するとあります。これは具体的にどんな形でされてるんですでしょうか。金額面も含めて、もしわかれば。

事務局 自治区ごとに予算は持つということではございますけれど、それがそれじゃあそれぞれの区域で会費を集めておるのか、あるいは補助があるのかということまでちょっとお聞

きしてないんで、申し訳ございません。

議 長 ちょっと今質問したのはぜひ調べていただければと思います。
他にいかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 そしたら、また質問があれば後でまた御質問いただくとしまして、次の先進事例ということで、 ですか、富山市について、事務局のほうから説明お願いいたします。

事 務 局 資料6の29ページのほうご覧いただきたいと思います。

これは富山市の関係でございます。こちらの中核市ということで非常に大きな市でございます。富山市に旧7市町村が合併して新設合併ということで現在の富山市になっております。この事例につきましては、本市でも重点課題となっております公共交通問題に住民が積極的に取り組んだという事例でございます。

この富山市内には、民間のバス路線が当然ございます。民間のバスも運行しているんですけども、すべてをくまなくは運行できていないというのが現状でございます。そういう中で、9路線のコミュニティーバスが走っておるそうです。そのコミュニティー9路線の中に、市が直営でおるもの、それから地域住民が自主運行しておるもの、自主運行が2路線あるそうですけれども、大きく分けて2つのコミュニティーバスがあるそうでございます。

ここで本日紹介させていただきますのは、その自主運行しております2路線のうちの1路線で、平成17年度から本格運行している呉羽地域の事例につきまして御紹介をさせていただきたいと思っております。

ページの30ページのほうをご覧をいただきたいと思っております。

路線の地図もつけさせていただいておるのですが、非常に白黒でわかりにくいんですが、この呉羽地域というのは複数の小学校区がまとまったものということで、この地域にも当然かつては駅もございまして、それに路線バスが運行をされておったというふうに伺っております。ただ、スーパーや銀行、あるいは病院など地域の生活拠点を結ぶ公共交通がなく、中学生の通学にも交通手段がないというような状況であったようでございます。

そういう中で、市のほうが直営でバスを走らせたわけですが、残念ながらこの地域にはバスを走らせていただけなかったそうでございます。そういうことから、平成13年になりますけれども、地域の住民の盛り上がりがありまして、自主運行したいというふうな申し出を市のほうにしたそうでございます。これによって、検討が始まりまして、平成16年から試験運行、17年から本格運行ということで行われておるそうです。

運営主体というのは、有限会社まちづくり公社呉羽というもので、これは商工会が中心となって公社を設立しておるようでございます。

運営の区域は、呉羽、長岡等々6校の学校区域をまとめておるようでございます。その区域内の人口は約2万5,000人、9,600世帯程度の人口ということでございます。

運行は、本格運行は17年4月11日ということでございまして、運行の際の運賃でございますけれども、これは100円ということで取っておられるそうでございます。

その下、受益者負担と書いていますが、受益者負担というより運営の経費の関係でございますけれども、運営の経費につきましては、先ほどの運賃100円、これの他に市が補助金として20分の9、ですから45%の補助をしておるそうでございます。これと運賃と、それからその3つ目に世帯協賛金というのがございます。その地域の世帯で協賛金を、1世帯当たり年間400円ということで協賛金を集めておるようでございまして、9,000強の世帯があるわけですが、約7,000世帯ほどから協賛金がいただけるということで、単純に計算すると280万円程度の協賛金があると、このようなもので運営をしていくわけですが、その中で不足する部分というのは、その前の沿線企業の協賛金、こちらのほうで賄っておるといふふうに伺っております。ちょっと総トータルでそれじゃあどの程度の金額でやっているのかというのは、ちょっと申し訳ないんですが、ちょっと調べてないんですけれども、そういうふうな財源内訳ということだそうでございます。仮に運営がそれだけじゃ苦しくなったらどうするんですかということでお伺いしましたところ、まずは沿線の企業の協賛金をいただくと、それでも無理な場合にはもう最終的には世帯協賛金のほうを値上げをさせていただくことで運営していこうというふうには考えられとるということをおっしゃっておりました。

実際の運行業務につきましては、株式会社富山地方鉄道ですかね、こちらのほうにお願いをしておるといふことでございまして、路線につきましては2ルートございます。31、32に運行表を載せております。地図を載せておりますが、白黒ということでちょっとわかりにくいんですが、2ルートにそれぞれ10便を走らせております。それにプラスして、朝だけになりますけれども、通学便という、すべてを回るんじゃない、若干普通の10便とは違う路線になりますけれども、通学用のモーニングいきいきバスというのを走らせておるといふふうに伺っております。

以上、簡単ですけれども、自主的に市がバスを走らせていただけなかったということから自分たちでということを取り組んだ事例を紹介させていただきました。

議長 はい、ありがとうございました。

富山市はコンパクトシティということで青森市と並んでかなり有名なまちづくりをやっているところなんですけれども、ここではお団子と串の都市構造というふうには書いてありますが、要するに団子というのは、各生活圏域というのがありまして、例えば赤坂でいくと町苅田あたりだとか、吉井でいくと周匝とか仁堀だとか、そういう何か生活エリアというのがそれぞれありますよね。そういうものを生活圏域は生活圏域としてお団子というふうにいまして、その圏域の中ではどうしても不足するものがありますよね。これについては団子を串で結ぶと、つまり交通ですね、交通を結ぶことによって機能の不足をそれで補って、全体としてそのエリアで暮らしていける環境というものをつくっていこうというのが富山市の発想であるわけ

ですけれども、この地域交通というのはそういう意味ですから非常に大事なわけでありまして、団子をそれぞれ結んでいくわけですので大事なんですが、この地域交通については岡山市とも割と関係があって、岡山市にRACDAという団体がありまして、路面電車を走らせる会というのがありますが、その会長さんなんか、かなりこちらの富山市が地域交通を考える際の知恵袋としていろいろ行かれたようなんですが、そういう地域でありまして、そこで市に頼るだけではなくて自分たちでも走らせていこうということで、30ページにあります、まちづくり公社を立ち上げて、有限会社ですけれども、それぞれこういう中身で運営をされているというところがあります。

これも住民主体のまちづくりということで非常に注目されるわけですが、何か御質問などありましたら、どんな角度からでも結構ですので御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

このルート決定などは、これも全部住民などでニーズを調べられてされてるんですか。

事務局 このルート決定でございますけれども、赤磐市でも苦労しとるのが路線バスとの競合というのがございます。そのあたりをちょっと伺ってきたんですが、協議会、ちょっと正式名称はわかりませんが協議会がございまして、市であるとか地元であるとか、それから実際に運行しています富山地方鉄道ですか、こちらのほうがメンバーになった協議会があるそうでございます。その中で調整をして、市民の声も聞きながら路線決定をしとるというふうに伺ってます。

議長 ルート決定組織をつくられて、そこで案を出して、また市民にそれを返すというふうな手法ですね。はい、わかりました。

ルートを決定するというのは、非常に、このバスがうまくいくかどうかのポイントになるかと思えますけれども、市民の声をなるべく反映させるような仕組みがあるというわけです。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 じゃあ、またもし御意見、御質問ありましたら後で幾ら出していただいても結構ですので、次にじゃあ進めていきたいと思えます。

今度は ということになりますけれども、安芸高田市の事例について説明よろしくお願いたします。

事務局 それでは、3つ目の事例ということで、安芸高田市のほう、実は先週の27日になりますけれども、私どもと会長さん、それから副会長さんともども視察をさせていただきました。その関係につきまして、私のほうから概要等説明をさせていただきます、後ほど補足のほういただければというふうに思っております。

安芸高田市につきましては、広島県でございまして、面積的には倍以上の面積、赤磐市よりも倍以上の面積がございますけれども、人口的には約3分の2程度というようなところでござ

いまして、6町が合併をして、私どもより1年早いですけれども、16年3月に6町が合併して安芸高田市が誕生をいたしております。

2期目の市長さん、2人目の市長さんになっとうございませけれども、物づくりから豊かな暮らしづくりへというふうな転換を図ろうということで行っておるようだけれど、その過程でさまざまな問題というのが生じているようございませ。行政が一般的に事業を行っただけでは解決できないというようなことから、住民と行政が協力して、あるいは住民がみずから解決しなければならない問題というのが出てきたということから、地域内の問題を集約して整理し行政につなぐため、あるいは自分たちで解決をしていく、みずからしていくというようなことで行っておられるということございませ、地域振興組織、安芸高田市に現在32組織あるということございませ。

実際に視察をしてきた中の概要でございませが、高宮の支所と、それから地元にあります川根の振興協議会、こちらのほうでお話を伺ったんですが、支所のほう御案内する前に本庁での待ち合わせということで、本庁にも入っております。そのときに、お話を伺ってないんですけど、見た感じということで簡単に報告をさせていただきたいと思ひませ。

本庁に関しましては、図書館あるいは文化ホールなど併設するような形で、年数いつかわかりませけれども、非常に新しい建物が建てられておりました。そういう中で、今年の4月28日からワンストップ総合窓口が設置をされておりました。その総合窓口コーナーにおきましては、住民の方が転出あるいは転入等で手続に来られても、住民の方がそれぞれの窓口に行くのじゃなくて関係する職員がその住民の方の席のほうへ行っ手続をするというようなワンストップサービスが行われておると、4月28日から始まったということで看板のほうが出ておりました。

それぞれ、市役所の中に各コーナーが設けられておるわけですがけれども、そのコーナー、証明であるとか異動であるとかあるんですけども、非常に大きな看板がついておりました。幅が三、四メートルぐらいあるような、その窓口全体をカバーするような大きな看板がついておりました、それに日本語だけでなく英語、中国語等の4か国語でコーナーの表示がされておりました。また、その看板、それぞれのコーナーごとに色分けをされておりました。そして、その住民の方がお座りになる椅子、これと同じ色で統一をされておりました。非常にわかりやすい配置、それから色分けで、住民の方が間違いがない、わかりやすい表示になっておりました。

また、カウンターはローカウンターでございませ、さらに住民の方がお座りになって職員が対応するわけですがけれども、その後ろに衝立がございませ。実際に業務を行っている職員から来られた市民の方が見えないように衝立を置いておまして、個人情報保護の面もありますし、逆に相談をされる方も他の関係ない職員に見られることがないような状態というのをつくり上げて、受付コーナーというような形で設けられておりました。

それからもう一つ、証明窓口、これは2名の職員だそうませ。それから、フロアマネジャー

1名を配置しとるということですのでけれども、この計3名につきましては、職員ではなく民間に委託をしておるといってございまして。

その他、非常に親しみやすい、明るい、わかりやすいような配置にされておりました。ちょっと詳しい話をお聞きしてないんで、見た感じということでの御報告にさせていただきたいと思っております。

それから、安芸高田市の高宮支所のほうへ参りまして、そちらのほうでお話を伺っております。こちらのほうでは主に組織機構の関係についてのお話を伺っております。市長が交代をいたしまして、組織機構改革を行うという中でのポイントが3つ上げられておりました。1番目が、目的を明確にいただいてもわかりやすい組織機構、2番目が、機能強化と効率化により政策課題に的確に対応する組織機構、それから3番目に、市民の利便性を高める組織機構と、こういうことを改革のポイントにあげておるといってございまして。

具体的には、目的を明確にいただいてもわかりやすい組織機構につきましては、改革前は重点施策遂行のための担当課長というのがあったようございまして。どうも課長ということにはなっているのですが、組織ではなくて役職でついとるといってございまして。そういうことから、改革するに当たりまして、機能強化と効率化を目指すということで、そういう課長を設ける場合には課及び室として組織化を図ったといってございまして。具体的には、子育て支援課であるとか、農産物流通促進課、地域高規格道路推進課などを設置されたそうです。また、市民にわかりやすい組織名とするために、市民課を総合窓口課に、それから農政課を地域営農課などに名称の変更もあわせてしております。

それから、2番目になります。機能強化と効率化により政策課題に的確に対応する組織機構といってございましてけれども、副市長、これは安芸高田の場合も2人おったそうですけれども、1人制にしております。その他に、市民生活部というのがあったんですけれども、これを市民部と保健福祉部に分割しております。また、産業建設部も建設部と産業振興部に分割ということで、3部であったものを5部体制にしとると、逆に増やしておるといってございまして。また、政策課題に対応するために危機管理室、情報推進課を設置する一方で、消防総務課や、あるいは教育委員会の分室、このようなものは廃止をしたといってございまして。

それから、市民の利便性を高める組織機構といってございまして、市民利便性の向上と身近な市民サービスを提供するために、支所に総合窓口課とすぐやる課を設置をしたといってございまして。

次に、組織機構改革における支所の基本的な考え方でございましてけれども、まず支所のあり方としまして、第2次定員管理計画、平成30年度を目標といって定められておりましたけれども、現在450人職員がおるそうですが、それを360人に削減するといってございまして、非常に大きな削減を計画されとるといってございまして。そのために、現行のサービス水準を維持しながら組

織機構を極限まで整理するため、支所についても総合窓口制度というのを新たに設けまして整理をしていくということでございます。

その総合窓口課の考え方でございますけれども、行政の総合的な窓口であり、あくまでも広く薄い事務を取り扱おうと。具体的には各種事務の届け出、申請の受け付け、住民票の交付など、それから支所の建物がございまして、その建物の日常的な管理を分掌すると、担当するというところでございます。支所において事務処理可能なものを除きましては、市民からの相談や要望等があった場合には速やかに本庁の関係部署へつなぐということだそうです。

それからもう一つ、2課体制になりますので、すぐやる課というのを設けられております。このすぐやる課というのは、支所長の判断と権限で市民の要望や苦情に対応するものでございまして、現場で執行完結可能な事務事業を執行する組織、現場で支所において執行完結できないものはやらないということでございます。そういう組織を設けております。ただ、すぐやる課と何でもやる課が、やはり一緒になってしまうという誤解も市民の方にあるようです。何でもすぐやってもらえるというふうに解釈をされとる部分というのはあるんですということは言われておりました。

支所の課の数でございますけれども、平成19年当時は地域振興課、市民生活課、産業建設課の3課でございましたけれども、平成21年には総合窓口課とすぐやる課の2課体制ということになっております。それに伴う支所の職員の関係でございますけれども、当時は各支所にそれぞれ15人から、当時といたしますのが平成19年当時には各支所からそれぞれ15人から18人の職員が配置をされておりました。機構改革を行いまして21年度には2課体制になりまして、各支所10人から11人というような人数になっております。5支所トータルでは81人から52人に、29人が削減をされておるということでございました。

以上、高宮支所でお伺いしました組織機構等関係についての概要報告といたしまして、次にその後、川根振興協議会、こちらのほうお邪魔しまして会長さんの、辻駒会長さんのお話を伺っております。

視察場所は、エコミュージアム川根という研修あるいは会議室等の他にレストランがあったり宿泊施設等があったりする施設でございまして、現在は川根振興協議会、こちらのほうの指定管理ということで管理がされている施設でございます。

この振興協議会、川根振興協議会の生い立ちでございますけれども、昭和47年になります。非常に古い話ですけれども、川根地域が大洪水により壊滅的な被害を受けたと。その際に、自分たちの地域は自分たちで守らなければならない、あるいは自分らにできることは自分らの手でやろうと、こういうことを合い言葉に、地域の数名の方を中心に活動が始まりまして、災害復興への強い意志と、過疎化、高齢化による地域住民の危機感から非常に広範囲な活動をされております。

川根振興協議会でございますけれども、「まちづくりは人づくりである」という考えで進めら

れておりまして、自分たちがここでその地域で生きていくためにはどうしなければならないかを考えていかなければならない、またここに住めるのは地域の人のおかげであると、地域のきずなが重要であるとの考えのもとに活動を行っておられます。川根振興協議会におきまして、最初は行政に対する要求型でございましたけれども、自分たちがこの地域をどのようにするのかを考えていくうちに提案型のまちづくりに変わっていったということでもございました。

次に、それじゃあどういふ活動をとということでもございますけれども、川根振興協議会には経済活動、交流活動、福祉活動、担い手確保、農地保全、生活活動、生活交通の確保に区分をしまして、それぞれがいろいろな活動に取り組みまわっております。その一部のみ紹介させていただきますと思います。

まず、生活交通の確保ですけれども、地域住民の生活の実態に合わせて、だれもが気軽に、そして目的に応じて利用できる交通便、もやい便というそうですけれども、それを平成21年10月から始められております。マイクロバス1台、それから8人乗りが1台、障害者用の1台と、計3台で市から委託を受けて地元で毎日運行しとるということでもございまして、委託料は600万円ほどいただいておりますけれども、1人分の賃金とガソリン代ぐらいですということでも、あとは運転はボランティア的な考え方でそれぞれが助け合って運行しとるということでもございました。

それから、サテライトデイサービスということで、デイサービスの施設というのは市内にもあるわけですけれども、お年寄りの中には車酔いをするのでそこまで行けないというようなことがあります、それじゃあ自分たちで週1回川根地区でデイサービスをしようじゃないかというふうな話が持ち上がったそうです。当然、デイサービスをするということになれば介護士等の資格を持った方が必要ということでもございますので、それにつきましては施設から週1回介護士の方に出向いていただいてデイサービスを行っておるそうです。

それから、担い手確保対策ということで、地域活動への参加であるとか義務教育中の子供がいるなどの条件がございまして、お好み住宅というのを建設するそうです。単なる市が建てたものへ入ってくださいというのではなくて、要望も聞きながら住宅を建てようと思います。そういうことで、お好み住宅というネーミングじゃないかと思っておりますけれども、そういうものを建てて、20年以上その住宅に住めば20年後にはその住宅を払い下げますよということでも担い手や若者の定住促進を図っているということでもございます。

その他、放課後児童教室等々いろいろな事業をされておりますけれども、一部のみ紹介をさせていただきます。

今回、辻駒会長にお話を伺ったわけですが、その中で非常に私が印象に残りましたのは、地域がしっかりすると行政もしっかりするんだよと言われた言葉が非常に印象に残っております。

以上、資料が用意できればよかったですけれども、金曜日ということで今回資料をおつけし

ておりませんが、報告とさせていただきます。その後、会長さん、副会長さんの補足をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局のほうから非常に詳細な説明をいただきましたけれども、先ほど説明ありましたように、この安芸高田市は富山や上越と比べれば比較的近いので、私と副会長と事務局の5名で、5月27日の金曜日に車で参りまして、半日間ですけれども、見てまいりまして、市役所と支所と、それから川根地区の住民の方とお話をしてきたということですが、補足ということですが、ほとんど何かお話しいただいたんで、中身的にはもう補足するようなことは何もないと思うんですが、委員のほうで何か印象に残ったこととか、感想とかもしありましたら。

委員 川根は僕は2回目なんですけど、1回目は自治連合が立ち上がったときに、川根というところが積極的に地域活動をし、地域の住民の皆さんのパワーで地域おこしをしているということで視察に行きました。今回も同じ会長だったんですが、お話を聞いてさらに感銘を受けたわけですが、いわゆるもうとにかく住民主体、すべてが住民が何もかも積極的にし、それから住民の皆さんが平等に皆さんが意見を言えると、それぞれがいろんなときに1人1票制を導入して、すべての人が参画して、そして地域づくりをするというようなことで、本当に学ぶところが大きいわけですが、なかなか聞いてもその中身を少しでもまねしようにも、余りにも完璧過ぎるし、また組織が物すごい組織で構成をされております。そういうことからいくと、これを全部見習うのはとてもじゃないが無理なんでしょうが、まず一つずつやはりどこからでもまねができるものなら、そして利用ができるものなら利用していきたいというふうに思っております。

それから、地域の文化、伝統、風習、これを非常に大事にしておられる地域だということがお話を聞いてわかりましたんで、私も後ほどお話をしようと思ったんですが、実はこの赤磐市も4町が合併する以前に、それぞれの地域の中で、例えば吉井の中ではお城まつりとか川のところで花が、お祭りをされるのがありますけれど、そういうイベントで地域おこしをされているとか、いろんなことで合併前にそれぞれの地域で取り組んできた経緯があるんじゃないかなと思うんですけど、それが今の現在ではちょっとその継続がされてないところもたくさんあるんじゃないかな、まずそこら辺から地域おこしを検討していくようなことからやっていけばいいんじゃないかなと、ちょっと参考的にお話をさせていただいたんですけど、大体そんなところですかね。

議長 はい、ありがとうございます。

私もお話ししたいことはいっぱいあるんですけども、しゃべってますとちょっと時間が大分たっちゃいますんで、感想だけちょっとお話をさせていただきますと、住民と行政の協働という点でいくと、やはり協働ですから相手のある話なんで、行政のほうもやっぱり市民を大事にしようという発想が必要ですし、住民のほうもやっぱり行政に対する信頼感といいますか、

そういうものがなければいけないわけですが、いろいろ軋轢みたいなものは確かにあります。そんなに理想的なものじゃなくて、先ほどの川根地区の会長さんなどを見ますと、行政に対して不満な点も大分言っておられましたけれども、しかしながらやはり行政というのはやはり最終的には自分たちでできないこと、それについてはやっぱり行政に頼らざるを得ないところがあるわけですので、そういう点では是々非々でやっていこうというふうな姿勢がありまして、行政も行政で広いですからね、6町が合併してますから、行政の対応だけでは限界があるということで、市民のパワーといいますか、そういうものを活用していかなあかんということで、どちらもやはり必要性を認めているというところはまず印象に残りました。

この地区は、特に私たちが行った川根地区ですね、これ持ってますかね、今日お持ちですよ、何か今日御持参いただきたいということで書いてありましたんで持ってきたんですけども、今奥村副会長さんが言われたようにすごい組織をつくってありまして、4ページですか、これの4ページに川根振興協議会というものがありまして、組織構成となっておりますが、役員会、委員総会、三役会とかいろいろ部会とか出てまして、これ見ますと何か役場組織と同じような組織じゃないかっていうふうに思うわけですね。もう一つの役場があるような、そんなことなんですけれども、こういう形で非常にきめ細かく組織がつけられてありまして、この組織初めからこんなにきちんとできたんですかって言ったら、先ほど事務局がおっしゃったように、この川根振興協議会は、1972年に、この江の川というのが近くにありますが、この川が氾濫をして、先ほどの東日本大震災じゃないですけども、そういう防災の危機意識から自分たちで自分たちの地域は守っていかなくちゃいけないという中でそもそも立ち上げられて、そういう危機感の中からつくられたわけなんですけれども、そういう洪水が起きる前から川根地区というのは、もともと高宮町という地区なんです、高宮町という地区は安芸高田市の北東の地区なんです。川根はその高宮町の中でも北東端なんです。このまま何もしなければ、中国山地のど真ん中ですから、どんどん過疎化が進んでいって自分たちの地区が維持できなくなってしまうんじゃないか、そういう危機感の中でいろいろ自分たちのまちづくり、どうしたらいいかということをも志で、10人程度で話し合いを進めてきて、それがこの洪水をきっかけにじゃあつくろうやという形でつくられたわけです。ですから、そういう意味では結構当初からこの事務組織のようなものができて、アイデアは生まれてたようなんです。ですから、72年にこの洪水が起きてつくられたときには、もう初めからこの組織ができてたようなんです。だから、まずそれがすごいなという感じがいたしましたけれども、なかったのは部会のところの女性部だけだったらしいです。やはり住民組織、全員加入ということを目指しましたんで、すべての方に入っていただくような仕掛けをつくりたいということで、やっぱりなかなか女性の意見が出にくいというふうなところがあったと思うんですけども、仕組みとしてつくっていこうということでこういう女性部をつくられて、すべての住民が入るような、そういう雰囲気をつくられたようです。ですから、こういう全員で運営していこう、危機感の中

でみんなが参加していこうという、そういう姿勢というのをすごく感じましたね。

そういう中で、危機感があるからこそいろんなアイデアが生まれると思いますので、先ほどの好み住宅のような、20年間住み続ければ払い下げて自分たちのものになるとか、そういうものがあれば非常に安いお金で住宅が手に入るわけですから、若い人たちも戻ってこようかなということも生まれてきますし、いろんなアイデアがここで生まれてきて、それを住民が市役所のほうにぶつけていく中で、いろんなアイデアでなくてそれが現実のものになってきたということなんですね。

市役所のほうも、一番印象に残ったのは市民目線という言葉でして、絶えず市民にこれはわかるかと、今いろいろ説明がありましたけれども、行政の用語っていうのは非常に専門的な言葉が多くて、日常生活で使う言葉が少ない。行政マンは日常的に使ってますから当たり前のように使われているわけですが、一般市民の方はそれがぱっと頭に入ってこないわけですね。市長が言われるには、絶えず自分の奥さんとか、高校生とか、そういう人たちに自分が今やろうとしていることを説明してわかるかどうか必ずチェックしなさいっていうことを言われるらしいんですね。要するに、市民がわからなかったら意味がないということで、そういう市民目線ということ絶えず頭に入れておきながらいろんな行政をされてるということで、先ほどのワンストップサービスもその市民目線が非常に見える形で出てきた非常にすばらしい市役所だなと思いましたけれども、そういうお互い、住民も行政もみんなでやっっていこうというふうな、そういう意識が非常に感じられた、そういうところでした。

ですから、非常に先進的な地域でありまして、先ほどの地域自治区という制度が上越市でありましたけれど、実はこの地域自治区をつくらうとした原因となったのはこの安芸高田市の川根地区の事例なんです。ここを見て、これからどんどん衰退する地域が増える中で、住民組織を活用せなあかんということ、総務省の人たちも考えられたそうで、そういう意味では非常に国も注目している地域だということでもあります。

話をしますと長くなりますので、もうこのあたりでやめますけれども、そういうところでありまして、先ほど副会長さんもおっしゃいましたように、72年からやっておられるということですから、これをすべてまねをするなんてことはとてもできる話じゃないんですけども、赤磐市で取り入れられるものがあれば取り入れていこうということで、そのあたりは2回目の審議会でもたお話ができたらと思います。

ちょっと話が長くなりましたけれども、事務局や会長、副会長のお話で何か質問、御意見などありましたらおっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

委員 先ほどの事務局の御報告の中でちょっと気になったんですが、年度はちょっと忘れまして、ごめんなさい、市役所の職員数を450人から360人ですか、に減らす予定であると。2割カットっていったら大変な人数や思うんですけども、そこら辺もう一つ情報があれば教

えてください。

事務局 職員数がですね、ここ実は合併当初は513人を現在450人と、さらに360人に減すということで、非常にちょっと普通に考えるとどうやってやるのかなというのが、本当に私どものほうからすると非常に組織をどこまで見直しをするのか、どこまで削減するのかなというのを非常に興味のあるところではございました。そのあたりを実は詳しくお伺いしたかったんですが、何分時間がございました。実は1時半過ぎぐらいから支所のほうでお話を伺いました。3時に川根地区のほうへお伺いをする予定で、会長さんにお待ちをさせていただいたという中で、実はもう最初のが3時半近くまでなってしまうと、途中でもう切り上げざるを得ないような状況になってしまったということで、その辺の詳細につきましては実は伺いができておりません。支所の人数、確かにちょっと御紹介させていただきましたけれども、減らしましたけれど、それでそれをもっと進めたからといってこれだけの数字が、仮に支所をゼロにすれば別ですけれども、できるような人数ではございません。そういうふうな目標をどのようにしてやるのかということは実は聞いておりませんので、その辺はまたちょっと追加調査をさせていただこうかなというふうには思っております。非常に、お話を聞いていると疑問点が非常にたくさんあったんですが、何分時間がなくて調査ができかねておりますので、そのあたり調査できておりませんので、また電話が何かで具体的な例があればまた次回御紹介をさせていただきたいと思っております。

議長 すみません。そうしたら、次回に詳しい説明をしていただきたいと思います。
他にいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ちょっと時間も大分長くなってまいりましたので、こういう事例を含めまして、赤磐市がじゃあどういふような形をとったらいいのか、そのあたりをまた次回の審議会などで審議をしたいと思っております。もしこの審議会の中で意見を言い忘れたような点がありましたら、遠慮なく事務局のほうに言っていただきまして、こういうところも調査してほしいと、こういうものを質問項目に入れてほしいとか、こういうことをどんどん追加をしていってください。次回、それをまたベースにしてまた審議をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、その他ということで、次の協議内容に入りたいと思っておりますが、(1)今後の審議日程につきまして、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、審議日程ということで、資料8、ページ34ページのほうお開きいただきたいと思っております。

会議の冒頭で今年度のテーマを出張所を含む支所等の具体的なあり方の見直しということで御決定をいただきました。市でも24年4月、来年の4月には組織機構の見直しをしたいということで考えております。そういう中で、本審議会でのどのような御提言がいただけるかというの

は、今日始まったばかりでどのような御提言がいただけるかというのは全くわかりませんが、またその提言をいただいて一度にそれが達成できるものなのか、また何回かに分けて達成をしていかなければならないのかなど、その状況はまだわかりませんが、いずれにしても提言をいただければ少しでもそれを盛り込んだ形で来年の4月も考えたいというふうに思っております。

そういうことで、日程を会長さん、副会長さんとも相談をさせていただきまして、日程の案をつけさせていただいたわけですが、来年の4月に若干でも盛り込みたいということになりますと、11月の初めには遅くとも提言がいただきたい、従来は年が変わってということもございましたけれども、それでは間に合いませんので、早期に御提言がいただきたいという中での日程でございまして、第1回目が本日、5月30日でございます。2回目が7月15日。第2回目、今日決定をいただきましたテーマについてさらに今度は御意見をいただきたいと思っております。それから、第3回目を10月7日に予定をしております。第4回目でございますけれども、10月下旬から11月上旬の間ということで、日程を入れておりません。これは、第3回の10月7日の審議の状況によって判断をさせていただこうと、ここで概ね、もうまとまっておればできるだけ早い10月下旬等にも開催をさせていただければと思っておりますし、逆にまだここで、第3回で煮詰まらないというような状況があれば、逆に第5回目で予定している、年間5回予定しているわけですが、さらに1回開いて提言をいただかなければならないというようなことになるかもしれませんし、そのあたりがはっきりしないということで、とりあえず第4回目につきましては10月下旬から11月上旬ということとさせていただきます。できればこのときに提言書をいただきたいというふうに考えております。その進捗状況にもよるわけですが、このときに第4回で仮に提言書がいただけるような状況であれば、1月の協議会につきましては、皆さんの委員さんの任期というのが今年度中ということでございますので、次期、多分行革審議会、これで終わりということには多分ならないと思っております。そういうことからしまして、今後の課題というのを、申し送りというような表現をしておりますけれども、今後の課題、まだ残っている課題たくさんあると思っております。こういうのがありますよというような課題等についての御提言、御意見をいただければいいんじゃないかなということで1月30日に第5回目ということで予定をさせていただいております。したがって、第4回目につきましては、現時点では日程は決まっておりますけれども、第3回目の審議会をする時点では決めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

今の説明ですね、34ページに日程案が出ておりますが、今日が5月30日ですが、次回は7月15日という形で進めていきたいわけですが、何分今年度は支所等のあり方の具体化を図りますので、これからどういう展開になるかわからないということで、特に今年中にな

るべく結論を得るといことになりますと、この3回、4回あたりの話がどうい状況になつとるかわかりませんので、この4回の日程についてはちょっとどうするかという形でちょっと流動的な形で提案をさせていただくといことであります。

よろしいでしょうか、大体こい日程で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、この案のとおり進めていくといことをお願いいたします。ありがとうございました。

もしやむを得ず今具体的に出てる日程が変更になる場合は、早目に御連絡いただくようによろしくをお願いいたします。

それでは、次に(2)の公の施設に関する地域審議会委員の意見について、事務局のほうから説明よろしくをお願いいたします。

事務局 それでは、資料9、35ページから地域審議会の委員さんにいただきました意見のまとめたものを載せさせていただいております。これにつきましては、昨年の審議会の中で、公の施設の見直しについて各地域の審議会の委員さんのそれぞれの考え方を聞いてはどうかといような御意見が出されております。それに基づきまして、委員さんの意見を伺いまして、その結果をまとめたものでございます。それぞれの内容について読み上げ等々の説明は省略をさせていただきますけれども、資料をご覧になる前に若干見方等、作成の方法について説明をさせていただけたらと思います。

地域審議会は、それぞれ御存じのように旧町単位に設置をされております。したがしまして、それぞれの委員さんには委員さんが属する地域の公の施設についての御意見をお伺いしております。したがしまして、すべての公の施設、189の御意見をいただいたわけではございません。それぞれの地域にある施設についての意見をお伺いしております。

それから、この出てる意見でございますけれども、この意見といのは地域審議会で取りまとめをしたものではございません。委員さん個人の意見といことでご覧をいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、一覧表にまとめておりますけれども、行財政改革審議会の提言と全く同じ意見につきましては省略をさせていただいております。違ひ意見であるとか、同じような意見でも何らかのそれに対する御意見を付していただいとるものについては載せさせていただいとるといことと、提言と同じように全く同じで意見等がないものについては省略をさせていただいております。

いことと、個人さんの意見でもございますので、ここでは御説明は省略をさせていただきますが、ご覧いただければと思ひます。

なお、今年の公の施設の取り組み状況でございますけれども、現在各課に調査をいたしております。それで、行政には出納整理期間といのがございます。会計年度は3月で終わって

りますけれど、整理期間が5月末までというような形になっております。明日ですけれども、明日を閉めた時点で決算等ができるような状況になってまいりますので、順次調査の報告が上がってくると思います。これにつきましては、次回の7月15日の審議会において、まとめたものを御報告できればというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。

この公の施設の意見ということでは、今日もちょっと冒頭に言いましたけれども、第1次行革で公の施設すべて見直しをしたということで、その提言をしたわけですが、それについて地元の各旧町、4つありますが、地域審議会でどのような意見が出たかということで、我々もこれ全く見てもらえないようでは意味がないわけですし、市民の方にぜひ目を通していただいて、お考え、御意見を聞きたかったわけですが、その御意見をまとめられたということです。ここは、先ほど事務局からありましたように、審議会と同じ提言の方向のものは省略をしてあります。異なるものだけを述べさせていただいているのと、それからもう一つ重要な点は、これは地域審議会としての意見ではなくて、地域審議会の委員個人の方が意見を言われているということでありまして、ここもちょっと注釈が必要かと思いますが、そういう形でまとめられたものだというので、ここでは一々述べませんので、ぜひお帰りになってから見ていただければというふうに思います。

今回は、ですから報告を受けるのみという形にさせていただきます。

他に事務局のほうで何かありますでしょうか。

事務局 1件お願いがございます。本審議会の委員の皆さんにつきましては、非常勤の特別職ということで報酬条例によりまして報酬をお支払いすることになっております。委員さんは3年目でございますので、口座については登録をいただいておりますけれども、もし振り込む口座が変わるというような場合には、申し訳ございません、会議終了後、また後日で結構ですから、また事務局のほうまでお申し出をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議長 委員報酬の手続の話になりますけれども、もし振り込み先など変更等がありましたら事務局のほうにぜひ御連絡をいただくようお願いいたします。

以上で今日御用意しました審議はすべて終了いたしました。

じゃあちょっと私のほうで簡単にちょっと最後のあいさつをさせていただきまして終わりにしたいと思いますけれども、長時間、1時半から始まりましてもう約3時間にわたりまして御審議いただきましてありがとうございました。おかげさまで今日の審議会の目的であります今年度の審議のテーマが決まりまして、出張所を含みます支所等のあり方の具体的な提言という形で今年度は進めさせていただきまして、昨年度まとめました基本的な考え方ですね、3つの考え方をベースに進めていきたいと思いますが、その際に、先ほど 委員さんもおっしゃい

ましたけれども、合併をして4町が1つの市になりました。その結果、熊山とか赤坂とか吉井とか、それぞれでされてたようなお祭りとかイベントが断絶をしてしまってるというふうな現状が今ありまして、これまでは地域でまとまっているんなことをやってたわけですけども、それがもうなくなってきていると。そういう中で地域のきずなというものがだんだんと薄まってきた弱くなっている、このあたりをやはり再生していくというか、そういう視点というものが要るんじゃないかと。それから、住民組織を考える際には、そして支所等のあり方を考えるときには、そういうところもぜひ考えてほしいというのが今 副会長が先ほど言われた中身かと思いますが、そういうことも視点に入れながら、確かに財政の効率っていうことはもちろん大事なんですけれども、同時に地域のあり方、地域の再生ということも大事であります。この非常に難しい方程式の解を求めなければいけませんので大変な作業でありますけれども、ぜひ全国の先進地の3事例に劣らない赤磐モデルを今年度の審議会で作りたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

今日は長時間ありがとうございました。

午後4時25分 閉会